

対象工事番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【完了様式：2－1A】

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

対象建物 1 棟毎に 1 枚のシートを作成して下さい。

改修工事等証明書

用途変更しない場合

本事業の対象となる改修工事を実施した「空家」について記入してください。

1. 改修工事の概要

枠線内に左詰めで記入して下さい。

名称・棟番号										
改修工事の期間	着工日	平成	年	月	日	完了日	平成	年	月	日

2. 対象住宅における空家戸数（用途変更しない場合）

総戸数		戸	のうち対象住宅戸数 A :		戸
-----	--	---	---------------	--	---

3. 補助対象費用（改修工事費）【税抜】

↓千円未満切り捨て・税抜で記載して下さい。

項目	金額欄										備考
B 補助対象工事費（全体）							0	0	0	円	補助対象工事費（全体）の金額とします。
C B（補助対象工事費）× 1 / 3							0	0	0	円	
D A（対象住戸数）× 50万円							0	0	0	円	用途変更工事の有無により戸数毎の上限額が異なります。
E 補助申請額							0	0	0	円	CとDの金額のうち、低い方を記入する

※ 補助申請額は交付決定額を上回ることできません。

4. 支払いを証する書類

支払い方法	支払いを証する書類		備考
☐ 銀行等金融機関による振込	☐	送金伝票あるいは振込伝票の写し （発行金融機関の印があるもの）	
	☐	A T M利用の際に発行されるご利用明細票の写し	
	☐	ネットバンキングによる振込みを証する書類及び通帳の写し	
☐ ローン契約（金銭消費貸借契約）による支払い	☐	①と②の両方が必要 ①信販会社から施工業者への支払いを確認できる書類の写し ②発注者と信販会社等の間で締結したローン契約書の写し	・クレジット支払いは不可 ・提携ポイント等、日本円でないものは不可

※1 支払いを証する書類とは、改修工事請負契約の発注者（申請者）から請負者（施工業者）へ工事代金を支払ったことが客観的に確認できる書類のことです。

当事者の名義以外の支払いは認められないのでご注意ください。

また、当事者が容易に作成できると考えられる書類は、客観性の観点から支払いを証する書類とはなりません。

※2 現金支払い（領収書）は不可です。

対象工事番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【完了様式：2－1B】

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

対象建物 1 棟毎に 1 枚のシートを作成して下さい。

改修工事等証明書

用途変更する場合

本事業の対象となる改修工事を実施した「空家」について記入してください。

1. 改修工事の概要

枠線内に左詰めで記入して下さい。

名称・棟番号										
改修工事の期間	着工日	平成	年	月	日	完了日	平成	年	月	日

2. 対象住宅における空家戸数（用途変更する場合）

総戸数 戸 のうち対象住宅戸数 A : 戸

3. 補助対象費用（改修工事費）【税抜】

↓千円未満切り捨て・税抜で記載して下さい。

項目	金額欄										備考
B 補助対象工事費（全体）							0	0	0	円	補助対象工事費（全体）の金額とします。
C B（補助対象工事費）× 1 / 3							0	0	0	円	
D A（対象住戸数）× 100万円							0	0	0	円	用途変更工事の有無により戸数毎の上限額が異なります。
E 補助申請額							0	0	0	円	CとDの金額のうち、低い方を記入する

※ 補助申請額は交付決定額を上回ることできません。

4. 支払いを証する書類

支払い方法	支払いを証する書類	備考
☐ 銀行等金融機関による振込	☐ 送金伝票あるいは振込伝票の写し （発行金融機関の印があるもの）	
	☐ A T M利用の際に発行されるご利用明細票の写し	
	☐ ネットバンキングによる振込みを証する書類及び通帳の写し	
☐ ローン契約（金銭消費貸借契約）による支払い	☐ ①と②の両方が必要 ①信販会社から施工業者への支払いを確認できる書類の写し ②発注者と信販会社等の間で締結したローン契約書の写し	・クレジット支払いは不可 ・提携ポイント等、日本円でないものは不可

※1 支払いを証する書類とは、改修工事請負契約の発注者（申請者）から請負者（施工業者）へ工事代金を支払ったことが客観的に確認できる書類のことです。

当事者の名義以外の支払いは認められませんのでご注意ください。

また、当事者が容易に作成できると考えられる書類は、客観性の観点から支払いを証する書類とはなりません。

※2 現金支払い（領収書）は不可です。